

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

1 申請のあった年月日

平成29年10月7日

2 申請にかかる特定非営利活動法人について

(1) 名称

特定非営利活動法人てくてく

(2) 代表者の氏名

山本 洋見

(3) 主たる事務所の所在地

浜松市南区田尻町208番地の2

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、社会に適応出来ていない若者とニートの青年及びその家族と高齢者となった人等が協働して、精神的、経済的な悩みを解決していけるように相談業務と各種情報の提供と研修会と就業支援に関する事業を行い、その人達の居場所造りを行うなかで、安心、安全な生活ができ、社会貢献に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、社会に適応出来ていない若者とニートの青年及びその家族と高齢者となった人等が協働して、精神的、経済的な悩みを解決していけるように相談業務と各種情報の提供と研修会と就業支援等に関する各種活動とその事業を行い、その人達の居場所造りを行うなかで、安心、安全な生活ができ、社会貢献に寄与することを目的とする。